

①事業名	【14】新学習指導要領の周知	
②主管課及び関係課(課長名)	(主管課) 初等中等教育局教育課程課(課長: 常盤 豊) (関係課) スポーツ青少年局企画・体育課(課長: 石野利和)	
③施策目標及び達成目標	<p>施策目標 2-1 確かな学力の育成 達成目標 2-1-1 学習指導要領の目標・内容に照らした児童生徒の学習状況の改善を図り、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力等まで含めた「確かな学力」を育成する。</p> <p>施策目標 2-2 豊かな心の育成 達成目標 2-2-1 体験活動をいかした道徳教育や地域人材の積極的活用など特色ある充実した道徳教育を実施する。</p> <p>施策目標 2-5 健やかな体の育成 達成目標 2-5-3 子どもの体力の低下傾向に歯止めをかける。</p>	
④事業の概要	<p>【対象】 教育委員会の担当者、教職員、保護者等を対象に、 【手段】 学習指導要領の解説書等の作成、説明会の開催、ホームページにおける情報提供等を実施することにより、 【意図】 学習指導要領の改訂の趣旨についての理解を図り、各学校が創意工夫を生かした教育課程を編成・実施することを通じて、学校教育の質の向上を目指すものである。</p>	
⑤予算額及び事業開始年度	平成19年度概算要求額: 503百万円(新規) 事業開始年度: 平成19年度	
⑥広報計画	<p>【ターゲット】 本事業は、教育委員会の担当者、教職員、保護者等を主たるターゲットとして広報活動を進めていくものである。 【メッセージ】 本事業の展開に当たっては、特に学習指導要領の趣旨の理解の点について、正しく誤解のないように理解してもらい、学習指導要領に基づく創意工夫ある教育課程の編成・実施を目指す。 【媒体】 本事業の展開に当たっては、情報発信には学習指導要領の解説書・パンフレットの作成、ホームページにおける情報提供等によるとともに、現場ニーズをより正確に把握していくため、説明会の開催等も行う。 【タイミング】 本事業の展開に当たっては、各学校等における準備期間を考慮して、学習指導要領改訂後速やかに事業の実施を予定。</p>	
⑦事業開始時において得ようとした効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕 —	
⑧得られた効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕 —	
⑨得ようとする効果及び上位目標との関係	<p>【得ようとする効果】 全国全ての小・中・高等学校等において、学習指導要領の改訂の趣旨についての理解を図り、各学校が創意工夫を生かした教育課程を編成・実施することを通じて、学校教育の質の向上を目指す。</p> <p>【上位基本目標・達成目標との関係】 本事業が効果をあげることにより、各学校における教育課程編成・実施についての改善・充実が図られ、ひいては、基本目標 2-1 の「確かな学力の育成」、基本目標 2-2 の「豊かな心の育成」、施策目標 2-5 の「健やかな体の育成」に資する。</p>	<p>⑩達成年度</p> <p>平成22年度</p>
⑪必要性	<p>国として全国的に一定の教育水準を確保し、実質的な教育の機会均等を保障するため、各学校は大綱的基準である学習指導要領に基づき教育課程の編成・実施を行う必要がある。このため、各学校が学習指導要領の改訂の趣旨の理解を一層深めるための施策を講ずる必要がある。</p> <p>また、以下により教育の質の向上が求められている。</p>	

- 「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」（平成17年10月26日 中央教育審議会）
 - 第1章 教育の目標を明確にして結果を検証し質を保証する
 - －義務教育の使命の明確化及び教育内容の改善－
 - (1) 義務教育の使命の明確化
 - ア 義務教育の目標の明確化
 - ……このような子どもたちの学力の状況を踏まえると、現行の学習指導要領については、基本的な理念に誤りはないものの、それを実現するための具体的な手立てに関し、課題があると考えられる。
 - (2) 教育内容の改善
 - イ 学習指導要領の見直し
 - 義務教育の目標を明確化するため、学習指導要領において、各教科の到達目標を明確にすることが必要である。
また、学習の評価についても、目標に照らして子どもたちのより確実な修得に資するようにすることなど、具体的な評価の在り方について今後検討が必要である。
 - 学習指導要領は、すべての児童生徒に対して指導すべき内容を示す基準であり、学校においては、必要がある場合には、これに加えて指導することができるものである。国民として共通に学ぶべき学習内容を明確に定めた上で、学校ができるだけ創意工夫を生かして教育課程を編成できるようにすることが求められる
 - 教育改革のための重点行動計画～どの子どもにも豊かな教育を～（平成18年1月17日 文部科学大臣）
 - 義務教育の構造改革スケジュール
 - 【戦略1 教育の目標を明確にして結果を検証し質を保証する】
義務教育の使命の明確化、学習指導要領の見直し、全国的な学力調査の実施、義務教育に関する制度の見直し
 - <学習指導要領の見直し>
 - ①基礎・基本の確実な定着と自ら学び自ら考え行動する力を育成。
 - ②学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させる教育を充実し、学ぶ意欲を高める。
 - ③基本的な生活習慣、学習習慣を確立。
 - ④国際社会に生きる日本人としての自覚を育成。
 - (平成18～19年度)
学校教育法の見直しの状況等も踏まえつつ、学習指導要領を改訂
- 審議経過報告（平成18年2月13日中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会）
 - 1 教育課程をめぐる現状と課題
 - (3) 現行の学習指導要領下の学校教育の状況と検討課題
 - ア 子どもの学力と学習状況
 - こうした調査で問われている、知識・技能を活用し、考えたり、表現したりする力を育成することは、平成14年4月から順次実施されている現行学習指導要領がねらいとするものであるが、必ずしも十分実現していない状況にある。
 - 先述の子どもの学力と学習状況を踏まえると、義務教育答申が指摘するように、現行学習指導要領のねらいを実現するための手立てに関し、課題があると考えられる。
- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）抜粋
 - 第2章 成長力・競争力を強化する取組
 - 1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化
 - (5) 生産性向上型の5つの制度インフラ
 - ①ヒト：「人材立国」の実現（世界的「ブレイン・サイクル」の取り込み）
・学習指導要領改訂、全国的な学力調査、習熟度別・少人数指導、能力・実績に見合った教員の処遇等により教育の質の向上を図り、2010年までに国際学力調査におけるトップレベルを目指す。

⑫効率性

【事業に投入されるインプット（資源量）】
検討中。
【事業から得られるアウトプット】
本事業の実施により、全国約4万校の小・中・高等学校等（教員数約92万人）において、教育課程の編成・実施の際の参考とされ、児童生徒（児童生徒数約1440万人）に対する学校教育の質の向上に資する。

⑬想定できる代替手段との比

文部科学省告示の学習指導要領は、大綱的に示されたものであるため、国の責任においてその趣旨理解の方策を講ずる必要がある。

較考量	
<p>⑭ 指標・参考指標</p> <p>有効性</p>	<p>【指標】 本事業の実施により、以下の効果を期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の学力調査等における確かな学力の向上 ・子どもの問題行動等の改善 ・児童生徒の体力・運動能力の向上 <p>効果の把握の仕方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この検証の基礎となるデータについては、主に以下の調査結果により入手する予定。 ・OECDの学習到達度調査や教育課程実施状況調査、全国学力・学習状況調査等の結果 ・児童生徒の問題行動等と指導上の諸問題に関する調査 ・体力・運動能力調査 <p>得ようとする効果の達成見込み及びその判断根拠</p> <p>国際的な学力調査（平成15年度）の結果によると、読解力が大幅に低下するなどの低下傾向が見られること、学習意欲や学習習慣が必ずしも十分でないことなどの課題がある。また、国内の学力調査（平成16年度）においても、類似した傾向が見受けられる。</p> <p>児童生徒の問題行動等に関する調査結果によると、子どもの問題行動等の現状については、平成16年度においては、不登校児童生徒数、暴力行為の発生件数、いじめの発生件数が全体的には減少しているものの、小学校の暴力行為などが増加し、不登校児童生徒も依然として約12万人という相当数に上っている。また、平成17年度においても子どもによる重大な問題行動が続くなど、憂慮すべき状況にある。</p> <p>体力・運動能力調査の結果などによると、積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化、子どもの体力低下などが深刻な問題となっている。</p> <p>このことなども踏まえ、現在、中央教育審議会教育課程部会において、学習指導要領全体の見直しの検討を進め、教育内容の改善充実を図っているところである。学習指導要領の改訂後（早ければ18年度中）速やかにその趣旨を周知し、各学校等における準備期間を十分に確保することができれば、各学校等における教育課程の編成・実施がより計画的かつ実効性のあるものとすることができ、学習指導要領のねらいを達成できるものと判断。</p>
⑮ 公平性、優先性	<p>全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、全国の教育委員会の担当者、教職員、保護者等に幅広く理解を図る必要がある。</p> <p>また、学習指導要領の改訂の趣旨についての理解を図り、各学校が創意工夫を生かした教育課程を編成・実施できるようにするため、本事業の展開に当たっては、各学校等における準備期間を考慮して、学習指導要領改訂後速やかに事業を実施する必要がある。</p>
⑯ 評価に用いたデータ・情報・外部評価等	<ul style="list-style-type: none"> ・OECDの学習到達度調査や教育課程実施状況調査 ・児童生徒の問題行動等と指導上の諸問題に関する調査 ・体力・運動能力調査
⑰ 備考	

新学習指導要領の周知

【背景・課題】

- 学習指導要領は大綱的な基準であることから、改訂の趣旨や指導内容について理解を深めるための解説書を作成する必要がある。
- 中央教育審議会教育課程部会『審議経過報告』において、学習指導要領が基本的なねらいとしている点等について、学校や国民一般に対する周知が結果として不十分であったとの指摘がある。
- このため、新学習指導要領の理念の実現のためには、そのねらいとしている点等について、解説書の作成や説明会の開催などを行い、十分な周知・徹底を図る必要がある。

【事業概要】

新教育課程説明会の開催

学習指導要領の改訂を踏まえ、教育委員会担当者や学校教職員、保護者等に対して、改訂の趣旨や理念、変更点等を説明する新教育課程説明会を開催



中央説明会

- ・説明主体：文部科学省
- ・全国6会場で実施

地方説明会

- ・説明主体：文部科学省、中央説明会受講者
- ・全国47会場で実施
- ・ICTを活用した一貫性のある効率的な説明

新教育課程公開説明会

- ・説明主体：文部科学省
- ・全国47会場で実施

都道府県教育委員会

市町村教育委員会

保護者

学校教職員

産業界・NPO等

学習指導要領解説書

各教科等ごとにその内容等をわかりやすく説明した解説書を作成



オンライン学習指導要領

教育内容に応じて関連する教科等の学習指導要領の記述や解説等が検索・一覧できる「オンライン学習指導要領」を作成



パンフレット

新学習指導要領の趣旨や理念等について、わかりやすく説明したパンフレットを作成・配布



新学習指導要領の理念の実現